

基 発 第1005002号

平成19年10月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働保険料の適正徴収に係る都道府県労働局内の連携強化について

今般、労働保険料の適正徴収に資するため、平成12年3月31日付け労働省発勞徴第35号『労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領』の改訂について」を下記のとおり改訂し、都道府県労働局労働保険徴収担当部署と同労働局内の他部署との間の一層の連携を強化し、必要な情報を一層共有化することとしたので、その対応に遺憾なきを期されたい。

記

[Redacted content]